発注情報詳細等

件　名

「市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託」

（平成 27 年８月４日公表分）

横浜市教育委員会事務局

総務部総務課

発注情報詳細等　目次

市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託の入札について　・・・・・1
発注情報詳細（物品・委託等）　・・・・・2
設計書・仕様書等　・・・・・3
委託契約書・約款等　・・・・・23
質問書　・・・・・38
公募型指名競争入札参加意向申出書　・・・・・39
委託業務経歴書　・・・・・40
入札書　・・・・・41

市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託の入札について

横浜市教育委員会事務局
総　務　部　総　務　課

1　競争入札に付する事項
別添設計図書のとおり

2　設計書（仕様書）に関する質問
(1)　方法
入札参加者は、設計書（仕様書）等に質問があり、回答を求める場合には、平成 27 年８月 14 日（金）午後５時 00 分（必着）までに、別紙「質問書」を直接持参又は FAX により提出してください。
(2)　質問書の提出先
横浜市教育委員会事務局総務課庶務係
住所　横浜市中区真砂町２丁目 12 番地　関内駅前第一ビル４階
FAX　045-663-5547
(3)　回答
平成 27 年８月 17 日（月）午前 10 時 00 分までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。
(4)　その他
入札後、当該設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3　入札方法
(1)　入札及び開札の日時・場所
発注情報詳細のとおり
(2)　入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱に注意してください。
(3)　入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
(4)　一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
(5)　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

4　契約手続きに関する問い合わせ先
教育委員会事務局　総務課庶務係　電話 045-671-3240

発注情報詳細（物品・委託等）

<table>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td colspan="4">入札書の持参による　公募型指名競争入札</td></tr>
<tr><td colspan="2">件名</td><td colspan="4">市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">納入／履行場所</td><td colspan="4">設計図書のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">納入／履行期間等</td><td colspan="4">契約締結日から平成 28 年３月 31 日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加資格</td><td>種目</td><td colspan="4">電気機械類・通信設備保守</td></tr>
<tr><td>所在地区分</td><td colspan="4">市内</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">① 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。
② 平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、所在地区分が「市内」であり、規模区分が「中小企業」であること。
③ 「電気機械類（細目A：通信・音声・映像機器、映像ソフト）」において１位、且つ「通信設備保守（細目C：放送設備）」において３位以上に登録が認められている者であること。
④ 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
⑤ 学校の非常放送機（総合放送盤）に係る業務の実績を有する者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出書類</td><td colspan="4">① 公募型指名競争入札参加意向申出書
② 委託業務経歴書</td></tr>
<tr><td colspan="2">設計図書</td><td colspan="4">５ページ以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札参加申込締切日時</td><td colspan="4">平成 27 年８月 18 日（火）午後５時 00 分　持参又は郵送による</td></tr>
<tr><td colspan="2">指名・非指名通知日</td><td colspan="4">平成 27 年８月 19 日（水）</td></tr>
<tr><td colspan="2">質疑締切日時</td><td>平成 27 年８月 14 日
午後５時 00 分</td><td>回答期限日時</td><td colspan="2">平成 27 年８月 17 日
午前 10 時 00 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札及び開札日時</td><td colspan="4">平成 27 年８月 25 日（火）午前 10 時 00 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札及び開札場所</td><td colspan="4">横浜市中区真砂町２丁目 12 番地　関内駅前第一ビル　３階
教育委員会事務局 302 会議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">支払い条件</td><td>前金払</td><td>しない</td><td>部分払</td><td>しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">注意事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注担当課</td><td colspan="4">教育委員会事務局総務課　　電話 045-671-3240</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約事務担当課</td><td colspan="4">教育委員会事務局総務課　　電話 045-671-3240</td></tr>
</table>

平成27年度一般会計 歳出第15款1項2目 事務局費 13節 委託料			
受付番号	種目番号 －	連絡先	委託担当 教育委員会事務局　担当者名（ふりがな）　村林（むらばやし） 悟史（さとし） 総務課庶務係　電話　671－3240

設　計　書

1 委託名	市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託
2 履行場所	市立学校(別紙)
3 履行期間又は期限	☑ 期間　契約締結日から平成28年3月31日まで ☐ 期限　平成　年　月　日まで
4 契約区分	☑ 確定契約　☐ 概算契約
5 その他特約事項	横浜市個人情報取扱特記事項に準拠すること 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項に準拠すること
6 現場説明	☑ 不要 ☐ 要　（　月　日　時　分　場所　）
7 委託概要	市立学校に、FMラジオ電波を介して緊急地震速報を受信する端末を設置し、学校の非常放送設備と接続して、速報の受信に合わせて自動的に全校放送する設定を行うものです。

８ 部 分 払

☐ す る（ 回以内）

☑ しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数 量	単位	単 価	金 額
合 計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は，数量及び金額を( )で囲む。

委託代金額 ¥ .−

内訳 業 務 価 格 ¥ .−

消費税及び地方消費税相当額 ¥ .−

内　訳　書

名　称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 円	金　額 円	摘 要
緊急地震速報受信端末設置業務		502	校			別紙仕様
消費税及び地方消費税相当額		8	%			
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

市立学校用緊急地震速報受信端末
設置業務委託　仕様書

横浜市教育委員会事務局総務部総務課

１　委託件名

市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託

２　履行場所

横浜市立末吉小学校（鶴見区上末吉一丁目 9-1）ほか　501 箇所（別紙１参照）

３　履行期限

契約締結日から平成 28 年３月 31 日まで

４　業務概要

市立学校の児童生徒及び教職員に対して、学校の校内放送設備（以下、「放送設備」という。）により緊急地震速報を提供するため、放送設備と連動可能な緊急地震速報受信端末（以下、「受信端末」という。）を対象校に設置する。

５　業務実施日時

（１）業務実施日

原則として、休日・祝日を除く。

（２）業務実施時間

原則として、午前９時から午後４時までとする。

上記によらない場合、教育委員会事務局または施設管理者（学校長）と事前に協議すること。

６　業務内容

具体的な業務内容は次のとおりとする。なお、本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会事務局と協議するものとする。

（１）事前調査

受信端末の設置に際して、次の内容について事前に調査を行うこと。

ア　市立学校の受信端末設置箇所及び電源、アンテナの取り出し口の位置。

イ　受信端末からつなぎこむ放送設備の音声入力及び自動起動用の端末の位置。

ウ　市立学校の職員室にあるテレビ端子で FM 放送の電波強度の測定を行い、NHK-FM 及びエフエム横浜の各放送局の受信レベルが 35dB 以上であることを確認すること。屋外アンテナの調整等が必要な場合は、適宜行うこと。

エ　VHF または FM 屋外アンテナが設置されていない学校で、テレビ端子から NHK-FM 及びエフエム横浜の各放送局で 35dB 以上を確保できない場合は、屋内アンテナを設置して対応する。

オ　上記調査を行う日時について、事前に教育委員会事務局にデータにて提出す

ること。また、市立学校から変更の申し出があった場合は、再度調整を行うこと。

（２）受信端末の調達

次の要件を備えた受信端末を調達すること。

ア　AC100V に対応すること

イ　FM ラジオ放送内容を外部機器に出力する音声出力端子を備え、放送設備に接続可能であること。

ウ　起動用信号を出力する接点出力端子を備え、放送設備に接続可能であること

エ　任意の FM ラジオ放送局の緊急地震速報を常時監視し、警報音を検知した際に、自動的に FM ラジオ放送またはあらかじめ機器に登録した音声内容を、音声出力及び接点出力することが可能であること。

オ　タイマー機能または 24 時間連続タイマー機器等を用いて、緊急地震速報の受信による校内放送を、任意の時間帯に鳴動させない設定を可能にすること。

24 時間連続タイマー機器を使用する場合は、受託者の負担にて機器を手配し、使用する機器はダイヤル式タイマーに設定ピンを挿すタイプとすること。

カ　上記オのタイマー設定に際しては、教育委員会事務局または施設管理者（学校長）と事前に協議すること。

キ　任意に鳴動させることができる訓練機能を有すること。

ク　次の放送局のラジオ放送を常時受信することが可能であること。

（ア）NHK-FM

（イ）横浜エフエム放送

ただし、上記の放送局のうち、（イ）横浜エフエム放送の常時受信ができない場合は、次のいずれかの放送局のラジオ放送を常時受信することで代えることができるものとする。

（ウ）エフエム東京

（エ）J-WAVE

ケ　誤操作等による、意図しない設定変更を防ぐための防止機能を有すること。

コ　納入後１年間をメーカーによる保証期間とし、正常な使用状況において発生した故障等については、速やかに無償にて修理または交換を行うこと。また、納入後当該機器が製造中止になっても、５年間は、部品の供給を確保すること。

（３）受信端末の設置

調達した受信端末について、各市立学校へ次のとおり設置すること。

ア　受信端末は、職員室内に設置されているテレビの VHF または CATV 端子から同軸ケーブルを分配して接続すること。原則として、放送設備付近に設置することとするが、詳細については事前に施設管理者（学校長）と協議すること。

イ　受信端末は、可能な限りブラケット等により固定すること。

ウ　受信端末の電源は、既設のコンセントを使用すること。

エ　受信端末から放送設備へ音声出力・接点出力端子を配線する際は、金属モール等を用いて、壁面及び天井面に据え付けること。職員室外から配線を引き込む際は、原則として天井裏を利用することとする。

オ　受信端末の音声出力端子及び接点出力端子を放送設備に配線するため、端子の増設等を行うこと。ただし、端子に空きがあって、増設することなく使用ができる場合は、そのまま使用する。

カ　上記設置を行う日時について、事前に教育委員会事務局にデータにて提出し、その許可を得ること。市立学校から変更の申し出があった場合は、再度調整を行うこと。

キ　上記、接続、固定のための同軸ケーブル、ブラケット等の材料については受託者において手配すること。

（4）受信端末の設定・試験放送

ア　放送局は原則として横浜エフエム放送を設定すること。ただし、受信できない場合は、他の局とする。

イ　放送設備において受信端末の非常放送順位設定を行うこと。

ウ　全ての配線が完了した後に試験放送を行い、受信端末からの接点出力により放送設備が自動起動することを確認すること。なお、この試験放送を行う際には、必ず施設管理者または代理者の立ち会いのもとに実施すること。

エ　試験放送の結果、不具合等が生じた場合は、調整を行うこと。

オ　設置後、受信端末の設置状況や操作方法について、施設管理者または施設管理者が指定した者に対して、説明を行うこと。

7　業務履行上の注意

（1）受信端末の設置に際して、受信端末以外に必要とする機器、消耗品類等の調達については、事前に教育委員会事務局の了承を得ること。

（2）受信端末以外に必要とする機器、消耗品類等の調達は、本業務委託の範囲に含むものとする。

（3）受信端末及び配線類、ブラケット等の取り付けを行う際は、施設に傷等を付けたり、放送設備等に影響がないよう、注意して作業を行うこと。

（4）万が一、施設に傷等を付けるなど、破損等が発生した場合は、受託者の責任において修繕等を行うこと。

（5）設置作業前と作業後の状況について、様子が分かる写真を撮影すること。

（6）受信端末等の調達、設置の際に発生した、梱包材等は適正に処理すること。

（7）試験放送を行う際には、校内放送の音量を下げるなど、児童生徒や近隣住民に配慮すること。

（８）その他、教育委員会事務局から指示があった場合は、これに従うものとする。

（９）個人情報の保護について、受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その情報を取り扱う前までに「個人情報取扱特記事項」第 11 条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、横浜市市民局ホームページ　http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kojin/tokki/　を参照のこと。

（10）受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（11）その他の事項は「建築保全業務共通仕様書及び同解説（平成 25 年度版）」に基づく。

８　提出物

（１）業務完了報告書（紙媒体１部及び電子媒体（CD または DVD）１部

ア　作業内容、電波強度、試験結果等に係る報告を含むこと。

イ　初期設定の放送局が明記されているものを含むこと。

ウ　設置時、試験放送時に立ち会った施設管理者または代理者の確認を、押印または署名等により得たものを含むこと。

エ　受信端末を設置した場所を示す位置図を含むこと。

オ　アンテナ線の配線、アンテナコネクタ及び屋外アンテナの調整の有無について記載し、併せて職員室内を含む配線図があること。

カ　設置作業前と作業後の状況について、様子が分かる写真を含むこと。

（２）受信端末の仕様書、取扱説明書及び保証書（取扱説明書は各学校に１部を置き、更にもう１部を教育委員会事務局にそれぞれ提出。保証書はすべて教育委員会事務局に提出）

（３）両面 A4 版で１枚にした簡易操作マニュアル（上記（２）と同じ取扱いとする。併せて、教育委員会事務局には電子媒体（CD または DVD）１部も提出する。

なお、簡易操作マニュアルについては、既存のものがない場合は、別途作成すること。

９　その他

（１）調達物については事前に承認を得ること。

（２）不良品があった場合、速やかに対処すること。

（３）担当者の氏名及び連絡先は、本業務の履行に際して、教育委員会事務局を通じて市

立学校に通知するものとする。

（４）秘密保持に係る誓約書、学校施設に入室する際に要する届など、書面の提出が必要となる場合は、教育委員会事務局の指示に従うこと。

（５）その他、協議が必要な事項が生じた場合には、教育委員会事務局と調整すること。

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
1	鶴見区	230-0011	鶴見区上末吉一丁目9-1	末吉小学校	045-581-2244
2	鶴見区	230-0004	鶴見区元宮一丁目13-1	市場小学校	045-505-3551
3	鶴見区	230-0018	鶴見区東寺尾東台12-1	東台小学校	045-571-0812
4	鶴見区	230-0074	鶴見区北寺尾四丁目25-1	旭小学校	045-581-4178
5	鶴見区	230-0052	鶴見区生麦四丁目15-1	生麦小学校	045-501-2270
6	鶴見区	230-0062	鶴見区豊岡町27-1	豊岡小学校	045-581-3248
7	鶴見区	230-0047	鶴見区下野谷町2-49	下野谷小学校	045-501-2312
8	鶴見区	230-0036	鶴見区浜町1-1-1	入船小学校	045-501-3539
9	鶴見区	230-0051	鶴見区鶴見中央三丁目19-1	鶴見小学校	045-521-9618
10	鶴見区	230-0031	鶴見区平安町2-9-1	平安小学校	045-501-4244
11	鶴見区	230-0078	鶴見区岸谷一丁目6-1	岸谷小学校	045-581-3301
12	鶴見区	230-0001	鶴見区矢向三丁目8-1	矢向小学校	045-581-4672
13	鶴見区	230-0011	鶴見区上末吉五丁目24-1	上末吉小学校	045-571-1616
14	鶴見区	230-0012	鶴見区下末吉二丁目25-6	下末吉小学校	045-581-2586
15	鶴見区	230-0077	鶴見区東寺尾五丁目19-1	寺尾小学校	045-581-7084
16	鶴見区	230-0043	鶴見区汐入町2-36	汐入小学校	045-501-7862
17	鶴見区	230-0076	鶴見区馬場七丁目20-1	馬場小学校	045-571-7777
18	鶴見区	230-0071	鶴見区駒岡三丁目14-1	駒岡小学校	045-581-6263
19	鶴見区	230-0073	鶴見区獅子ヶ谷一丁目19-1	獅子ケ谷小学校	045-575-3105
20	鶴見区	230-0076	鶴見区馬場三丁目21-21	上寺尾小学校	045-585-2961
21	鶴見区	230-0002	鶴見区江ヶ崎町2-1	新鶴見小学校	045-583-8915
22	神奈川区	221-0013	神奈川区新子安一丁目24-1	子安小学校	045-421-0993
23	神奈川区	221-0832	神奈川区桐畑17	青木小学校	045-321-3350
24	神奈川区	221-0044	神奈川区東神奈川二丁目35-1	神奈川小学校	045-441-5656
25	神奈川区	221-0802	神奈川区六角橋二丁目34-19	神橋小学校	045-491-9493
26	神奈川区	221-0812	神奈川区平川町11-1	二谷小学校	045-491-8948
27	神奈川区	221-0062	神奈川区浦島丘16	浦島小学校	045-401-4437
28	神奈川区	221-0864	神奈川区菅田町1393	池上小学校	045-471-9052
29	神奈川区	221-0051	神奈川区幸ヶ谷1-1	幸ケ谷小学校	045-441-3170
30	神奈川区	221-0851	神奈川区三ッ沢中町4-17	三ツ沢小学校	045-321-5861
31	神奈川区	221-0075	神奈川区白幡上町11-1	白幡小学校	045-401-4779
32	神奈川区	221-0811	神奈川区斎藤分町34-1	斎藤分小学校	045-491-8155
33	神奈川区	221-0001	神奈川区西寺尾二丁目5-1	西寺尾小学校	045-431-1279
34	神奈川区	221-0003	神奈川区大口仲町460	大口台小学校	045-421-7428
35	神奈川区	221-0801	神奈川区神大寺三丁目34-1	神大寺小学校	045-491-9478
36	神奈川区	221-0001	神奈川区西寺尾二丁目15-1	西寺尾第二小学校	045-421-4124
37	神奈川区	221-0801	神奈川区神大寺三丁目17-1	中丸小学校	045-491-8033
38	神奈川区	221-0863	神奈川区羽沢町935	羽沢小学校	045-383-1909
39	神奈川区	221-0864	神奈川区菅田町674	菅田小学校	045-472-5803
40	神奈川区	221-0801	神奈川区神大寺二丁目9-16	南神大寺小学校	045-481-3066
41	西区	220-0045	西区伊勢町2-115	戸部小学校	045-231-4515
42	西区	220-0033	西区東ヶ丘59	東小学校	045-231-4846
43	西区	220-0023	西区平沼二丁目11-36	平沼小学校	045-322-1951
44	西区	220-0006	西区宮ヶ谷6-7	宮谷小学校	045-311-2468
45	西区	220-0046	西区西戸部町1-115	一本松小学校	045-241-7034
46	西区	220-0051	西区中央二丁目27-7	西前小学校	045-323-1801
47	西区	220-0053	西区藤棚町2-220	稲荷台小学校	045-231-1822
48	西区	220-0071	西区浅間台3-237	浅間台小学校	045-311-6648
49	中区	231-0863	中区諏訪町29	北方小学校	045-621-2966
50	中区	231-0862	中区山手町36	元街小学校	045-681-7810

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
51	中区	231-0063	中区花咲町3-86	本町小学校	045-231-0141
52	中区	231-0845	中区立野76	立野小学校	045-622-9381
53	中区	231-0806	中区本牧町1-251	大鳥小学校	045-621-7700
54	中区	231-0851	中区山元町3-152	山元小学校	045-641-4857
55	中区	231-0825	中区本牧間門町29-1	間門小学校	045-622-0005
56	中区	231-0822	中区本牧元町44-1	本牧南小学校	045-622-5721
57	中区	231-0827	中区本牧和田5-1	本牧小学校	045-621-9097
58	南区	232-0033	南区中村町1-66	石川小学校	045-261-0743
59	南区	232-0054	南区大橋町3-49	大岡小学校	045-711-0818
60	南区	232-0002	南区三春台42	太田小学校	045-231-6890
61	南区	232-0022	南区高根町2-14	南吉田小学校	045-231-8082
62	南区	232-0013	南区山王町5-31	日枝小学校	045-261-3764
63	南区	232-0006	南区南太田町一丁目17-1	南太田小学校	045-731-9001
64	南区	232-0051	南区井土ヶ谷上町2-1	井土ケ谷小学校	045-741-5588
65	南区	232-0043	南区蒔田町1020	蒔田小学校	045-712-2300
66	南区	232-0033	南区中村町4-269-1	中村小学校	045-261-1985
67	南区	232-0063	南区中里一丁目6-16	南小学校	045-731-0373
68	南区	232-0071	南区永田北二丁目6-12	永田小学校	045-741-4515
69	南区	232-0066	南区六ツ川三丁目4-12	六つ川小学校	045-741-8709
70	南区	232-0061	南区大岡四丁目10-1	藤の木小学校	045-731-0606
71	南区	232-0075	南区永田みなみ台6-1	永田台小学校	045-714-4277
72	南区	232-0066	南区六ツ川三丁目65-9	六つ川台小学校	045-715-3077
73	南区	232-0064	南区別所六丁目3-1	別所小学校	045-715-2973
74	南区	232-0066	南区六ツ川二丁目156-1	六つ川西小学校	045-742-6301
75	港南区	234-0051	港南区日野七丁目11-1	日野小学校	045-842-1118
76	港南区	233-0012	港南区上永谷二丁目21-10	永野小学校	045-843-8556
77	港南区	234-0052	港南区笹下三丁目9-1	日下小学校	045-843-7838
78	港南区	233-0007	港南区大久保一丁目6-43	桜岡小学校	045-842-2783
79	港南区	233-0003	港南区港南五丁目6-1	南台小学校	045-842-1479
80	港南区	233-0006	港南区芹が谷三丁目32-1	芹が谷小学校	045-822-4568
81	港南区	234-0051	港南区日野二丁目20-40	吉原小学校	045-843-8143
82	港南区	233-0011	港南区東永谷一丁目36-1	下永谷小学校	045-822-7344
83	港南区	233-0001	港南区上大岡東三丁目11-1	上大岡小学校	045-842-6161
84	港南区	234-0056	港南区野庭町346-2	野庭すずかけ小学校	045-842-3105
85	港南区	233-0006	港南区芹が谷四丁目22-1	芹が谷南小学校	045-823-6351
86	港南区	233-0015	港南区日限山二丁目16-1	日限山小学校	045-841-6561
87	港南区	234-0054	港南区港南台六丁目7-1	港南台第一小学校	045-832-0210
88	港南区	234-0055	港南区日野南六丁目35-1	日野南小学校	045-845-3037
89	港南区	234-0056	港南区野庭町602	下野庭小学校	045-841-9488
90	港南区	233-0012	港南区上永谷一丁目7-5	相武山小学校	045-841-9289
91	港南区	233-0016	港南区下永谷五丁目48-15	永谷小学校	045-823-3341
92	港南区	233-0003	港南区港南台五丁目4-1	港南台第二小学校	045-831-7676
93	港南区	234-0054	港南区港南台二丁目14-1	港南台第三小学校	045-833-0251
94	港南区	233-0013	港南区丸山台三丁目8-1	丸山台小学校	045-843-9631
95	港南区	234-0054	港南区港南台四丁目11-1	小坪小学校	045-832-0617
96	保土ケ谷区	240-0006	保土ケ谷区星川三丁目18-1	星川小学校	045-332-2101
97	保土ケ谷区	240-0005	保土ケ谷区神戸町129-4	保土ケ谷小学校	045-332-7095
98	保土ケ谷区	240-0045	保土ケ谷区川島町1162	川島小学校	045-371-0757
99	保土ケ谷区	240-0035	保土ケ谷区今井町981-1	今井小学校	045-351-3392
100	保土ケ谷区	240-0001	保土ケ谷区川辺町65-1	帷子小学校	045-335-5896

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
101	保土ケ谷区	240-0064	保土ケ谷区峰岡町1-10	峯小学校	045-331-5302
102	保土ケ谷区	240-0015	保土ケ谷区岩崎町22-1	岩崎小学校	045-331-5123
103	保土ケ谷区	240-0023	保土ケ谷区岩井町307	富士見台小学校	045-741-4169
104	保土ケ谷区	240-0011	保土ケ谷区桜ヶ丘一丁目13-1	桜台小学校	045-341-6848
105	保土ケ谷区	240-0066	保土ケ谷区釜台町22-1	常盤台小学校	045-331-4808
106	保土ケ谷区	240-0051	保土ケ谷区上菅田町134	上菅田小学校	045-383-3111
107	保土ケ谷区	240-0031	保土ケ谷区藤塚町1-1	初音が丘小学校	045-351-1201
108	保土ケ谷区	240-0044	保土ケ谷区仏向町845	仏向小学校	045-332-1521
109	保土ケ谷区	240-0042	保土ケ谷区上星川町2-51-1	上星川小学校	045-381-7227
110	保土ケ谷区	240-0051	保土ケ谷区上菅田町1574-1	新井小学校	045-383-3455
111	保土ケ谷区	240-0043	保土ケ谷区坂本町6	坂本小学校	045-332-4322
112	保土ケ谷区	240-0051	保土ケ谷区上菅田町1422	笹山小学校	045-382-1161
113	保土ケ谷区	240-0036	保土谷ケ区新桜ヶ丘1-22-1	藤塚小学校	045-351-2314
114	保土ケ谷区	240-0024	保土ケ谷区瀬戸ヶ谷町243	瀬戸ケ谷小学校	045-713-8336
115	保土ケ谷区	240-0026	保土ケ谷区権太坂二丁目4-1	権太坂小学校	045-742-6311
116	旭区	241-0821	旭区二俣川1-33	二俣川小学校	045-364-5151
117	旭区	241-0014	旭区市沢町781	市沢小学校	045-373-4511
118	旭区	241-0004	旭区中白根一丁目9-1	白根小学校	045-951-2276
119	旭区	241-0805	旭区都岡町4-8	都岡小学校	045-951-2347
120	旭区	241-0825	旭区中希望が丘124	希望ケ丘小学校	045-391-0117
121	旭区	241-0022	旭区鶴ヶ峰一丁目42	鶴ケ峯小学校	045-373-6732
122	旭区	241-0023	旭区本宿町16	本宿小学校	045-363-8000
123	旭区	241-0834	旭区大池町66	万騎が原小学校	045-351-5648
124	旭区	241-0032	旭区今宿東町829	今宿小学校	045-951-2240
125	旭区	241-0826	旭区東希望が丘155	東希望が丘小学校	045-364-8282
126	旭区	241-0802	旭区上川井町2913	上川井小学校	045-921-2369
127	旭区	241-0822	旭区さちが丘110-1	さちが丘小学校	045-361-0777
128	旭区	241-0816	旭区笹野台四町目48-1	笹野台小学校	045-362-0450
129	旭区	241-0814	旭区中沢三丁目25-1	中沢小学校	045-361-5886
130	旭区	241-0804	旭区川井宿町32-2	川井小学校	045-953-0005
131	旭区	241-0005	旭区白根三丁目33-1	不動丸小学校	045-953-2303
132	旭区	241-0002	旭区上白根二丁目45-1	上白根小学校	045-953-4737
133	旭区	241-0833	旭区南本宿町79	南本宿小学校	045-351-3383
134	旭区	241-0015	旭区小高町55-2	左近山小学校	045-373-1430
135	旭区	241-0815	旭区中尾一丁目8-1	中尾小学校	045-364-9700
136	旭区	241-0823	旭区善部町4-1	善部小学校	045-364-5155
137	旭区	241-0801	旭区若葉台二丁目14-1	若葉台小学校	045-921-5245
138	旭区	241-0034	旭区今宿南町1879-2	今宿南小学校	045-955-0765
139	旭区	241-0001	旭区上白根町901	四季の森小学校	045-953-0383
140	磯子区	235-0015	磯子区久木町11-1	磯子小学校	045-751-0765
141	磯子区	235-0033	磯子区杉田一丁目8-1	杉田小学校	045-771-0649
142	磯子区	235-0007	磯子区西町2-46	根岸小学校	045-751-6723
143	磯子区	235-0011	磯子区丸山二丁目25-1	滝頭小学校	045-751-0344
144	磯子区	235-0019	磯子区磯子台23-1	浜小学校	045-761-0171
145	磯子区	235-0023	磯子区森三丁目11-1	屏風浦小学校	045-761-2001
146	磯子区	235-0033	磯子区杉田五丁目13-1	梅林小学校	045-773-0341
147	磯子区	235-0021	磯子区岡村四丁目7-1	岡村小学校	045-752-3443
148	磯子区	235-0022	磯子区汐見台3-6	汐見台小学校	045-761-1561
149	磯子区	235-0045	磯子区洋光台一丁目4-1	洋光台第一小学校	045-833-0015
150	磯子区	235-0045	磯子区洋光台四丁目15-1	洋光台第二小学校	045-833-1271

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
151	磯子区	235-0042	磯子区上中里町548	さわの里小学校	045-773-1211
152	磯子区	235-0045	磯子区洋光台二丁目4	洋光台第三小学校	045-833-1200
153	磯子区	235-0045	磯子区洋光台六丁目6-1	洋光台第四小学校	045-833-1203
154	磯子区	235-0023	磯子区森一丁目4	森東小学校	045-752-1432
155	磯子区	235-0016	磯子区磯子五丁目2-1	山王台小学校	045-755-1107
156	金沢区	236-0022	金沢区町屋町26-26	金沢小学校	045-781-2402
157	金沢区	236-0031	金沢区六浦三丁目11-1	六浦小学校	045-782-5331
158	金沢区	236-0042	金沢区釜利谷東六丁目37-1	釜利谷小学校	045-781-2468
159	金沢区	236-0052	金沢区富岡西七丁目13-1	富岡小学校	045-773-2440
160	金沢区	236-0035	金沢区大道二丁目3-1	大道小学校	045-781-2423
161	金沢区	236-0021	金沢区泥亀一丁目21-2	八景小学校	045-781-2434
162	金沢区	236-0014	金沢区寺前二丁目21-7	文庫小学校	045-781-3368
163	金沢区	236-0037	金沢区六浦東3-2-1	瀬ケ崎小学校	045-781-2446
164	金沢区	236-0017	金沢区西柴四丁目23-1	西柴小学校	045-783-1182
165	金沢区	236-0052	金沢区富岡西五丁目49-1	西富岡小学校	045-772-1791
166	金沢区	236-0033	金沢区東朝比奈二丁目53-1	朝比奈小学校	045-783-4130
167	金沢区	236-0046	金沢区釜利谷西四丁目19-1	釜利谷西小学校	045-784-0921
168	金沢区	236-0044	金沢区高舟台一丁目35-1	高舟台小学校	045-783-8012
169	金沢区	236-0005	金沢区並木一丁目7-1	並木第一小学校	045-774-0521
170	金沢区	236-0042	金沢区釜利谷東二丁目12-1	釜利谷東小学校	045-783-9398
171	金沢区	236-0005	金沢区並木一丁目25-1	並木中央小学校	045-771-5102
172	金沢区	236-0005	金沢区並木三丁目10-1	並木第四小学校	045-701-3506
173	金沢区	236-0057	金沢区能見台三丁目32-1	能見台小学校	045-771-8771
174	金沢区	236-0045	金沢区釜利谷南四丁目12-1	釜利谷南小学校	045-782-3630
175	金沢区	236-0052	金沢区富岡西一丁目69-1	小田小学校	045-775-3011
176	金沢区	236-0032	金沢区六浦町1395-8	六浦南小学校	045-785-3244
177	金沢区	236-0057	金沢区能見台六丁目3-1	能見台南小学校	045-785-3408
178	港北区	223-0062	港北区日吉本町一丁目34-21	日吉台小学校	045-561-2042
179	港北区	223-0063	港北区高田町1774	高田小学校	045-591-0700
180	港北区	223-0056	港北区新吉田町3226	新田小学校	045-591-0106
181	港北区	222-0000	港北区太尾町976	大綱小学校	045-542-0027
182	港北区	222-0035	港北区鳥山町814	城郷小学校	045-471-9202
183	港北区	222-0011	港北区菊名二丁目15-1	港北小学校	045-431-8493
184	港北区	223-0053	港北区綱島西三丁目11-1	綱島小学校	045-542-0005
185	港北区	222-0011	港北区菊名五丁目18-1	菊名小学校	045-401-9423
186	港北区	222-0022	港北区篠原東三丁目27-1	篠原小学校	045-401-9532
187	港北区	223-0064	港北区下田町四丁目10-1	下田小学校	045-561-2688
188	港北区	222-0003	港北区大曽根二丁目31-1	大曾根小学校	045-542-1785
189	港北区	223-0062	港北区日吉本町四丁目2-6	日吉南小学校	045-561-7300
190	港北区	222-0026	港北区篠原町1241-1	篠原西小学校	045-431-1413
191	港北区	223-0058	港北区新吉田東6丁目44-1	新吉田小学校	045-542-4814
192	港北区	223-0052	港北区綱島東三丁目1-30	綱島東小学校	045-542-0448
193	港北区	222-0002	港北区師岡町986	師岡小学校	045-542-5805
194	港北区	223-0061	港北区日吉三丁目23-1	矢上小学校	045-563-6500
195	港北区	223-0062	港北区日吉本町二丁目51-1	駒林小学校	045-563-3185
196	港北区	223-0065	港北区高田東二丁目33-1	高田東小学校	045-542-8777
197	港北区	222-0000	港北区太尾町1880	太尾小学校	045-541-7651
198	港北区	223-0057	港北区新羽町1452-2	新羽小学校	045-543-8871
199	港北区	223-0053	港北区綱島西五丁目14-40	北綱島小学校	045-542-9248
200	港北区	223-0056	港北区新吉田町491-1	新吉田第二小学校	045-592-6905

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
201	港北区	222-0032	港北区大豆戸町759	大豆戸小学校	045-543-7911
202	港北区	222-0036	港北区小机町1382-10	小机小学校	045-472-8591
203	緑区	226-0021	緑区北八朔町1865-3	山下小学校	045-931-2219
204	緑区	226-0026	緑区長津田町2330	長津田小学校	045-981-0155
205	緑区	226-0003	緑区鴨居4丁目7-15	鴨居小学校	045-931-2073
206	緑区	226-0017	緑区新治町768	新治小学校	045-931-2061
207	緑区	226-0029	緑区森の台13-1	森の台小学校	045-931-2047
208	緑区	226-0025	緑区十日市場町1392-1	十日市場小学校	045-981-0420
209	緑区	226-0015	緑区三保町1867	三保小学校	045-931-1026
210	緑区	226-0005	緑区竹山三丁目1-16	竹山小学校	045-932-6394
211	緑区	226-0026	緑区長津田町2469-3	長津田第二小学校	045-984-3620
212	緑区	226-0002	緑区東本郷五丁目40-1	東本郷小学校	045-472-5766
213	緑区	226-0012	緑区上山二丁目5-1	上山小学校	045-933-5501
214	緑区	226-0003	緑区鴨居5-19-1	緑小学校	045-932-6262
215	緑区	226-0016	緑区霧が丘4-3	霧が丘小学校	045-921-8002
216	緑区	226-0028	緑区いぶき野14-1	いぶき野小学校	045-985-4701
217	緑区	226-0011	緑区中山町925	中山小学校	045-931-8660
218	緑区	226-0021	緑区北八朔町2031-3	山下みどり台小学校	045-937-0947
219	青葉区	225-0025	青葉区鉄町427	鉄小学校	045-971-4016
220	青葉区	227-0043	青葉区藤が丘一丁目55-10	谷本小学校	045-973-7109
221	青葉区	227-0064	青葉区田奈町51-13	田奈小学校	045-981-0009
222	青葉区	225-0003	青葉区新石川一丁目20-1	山内小学校	045-911-0003
223	青葉区	227-0036	青葉区奈良町1541-2	奈良小学校	045-962-1063
224	青葉区	227-0055	青葉区つつじヶ丘34	つつじが丘小学校	045-981-7117
225	青葉区	225-0002	青葉区美しが丘2丁目29	美しが丘小学校	045-901-3408
226	青葉区	227-0034	青葉区桜台47	青葉台小学校	045-983-1061
227	青葉区	227-0063	青葉区榎が丘29	榎が丘小学校	045-983-1067
228	青葉区	225-0021	青葉区すすき野三丁目4-1	すすき野小学校	045-901-6232
229	青葉区	227-0044	青葉区もえぎ野16	もえぎ野小学校	045-973-4044
230	青葉区	225-0001	青葉区美しが丘四丁目31-1	元石川小学校	045-902-1821
231	青葉区	227-0047	青葉区みたけ台18	みたけ台小学校	045-971-9921
232	青葉区	227-0043	青葉区藤が丘2-30-3	藤が丘小学校	045-971-4121
233	青葉区	225-0002	青葉区美しが丘2-25	美しが丘東小学校	045-901-0931
234	青葉区	225-0024	青葉区市ヶ尾町1632-1	市ケ尾小学校	045-973-5722
235	青葉区	225-0021	青葉区すすき野1-6-4	嶮山小学校	045-902-7161
236	青葉区	225-0011	青葉区あざみ野4-6-1	あざみ野第一小学校	045-902-7152
237	青葉区	227-0033	青葉区鴨志田町805-6	鴨志田第一小学校	045-962-2750
238	青葉区	225-0024	青葉区市ヶ尾町519	東市ケ尾小学校	045-973-2590
239	青葉区	225-0011	青葉区あざみ野3-29-3	あざみ野第二小学校	045-902-4866
240	青葉区	227-0033	青葉区鴨志田町532	鴨志田緑小学校	045-962-2261
241	青葉区	225-0005	青葉区荏子田3-8-9	荏子田小学校	045-901-3331
242	青葉区	227-0034	青葉区桂台2-36	恩田小学校	045-961-7651
243	青葉区	225-0003	青葉区新石川3-12-1	新石川小学校	045-911-6281
244	青葉区	227-0053	青葉区さつきが丘8	さつきが丘小学校	045-974-1091
245	青葉区	225-0014	青葉区荏田西四丁目5-1	荏田西小学校	045-911-4481
246	青葉区	227-0034	青葉区桂台１丁目４	桂小学校	045-961-7211
247	青葉区	227-0038	青葉区奈良二丁目29-1	奈良の丘小学校	045-962-5391
248	青葉区	225-0022	青葉区黒須田34-1	黒須田小学校	045-972-0755
249	青葉区	225-0001	青葉区美しが丘西二丁目48-1	美しが丘西小学校	045-902-0450
250	都筑区	224-0014	都筑区牛久保東二丁目21-1	中川小学校	045-591-3540

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
251	都筑区	224-0034	都筑区勝田町266	勝田小学校	045-592-3612
252	都筑区	224-0023	都筑区東山田三丁目29-1	山田小学校	045-592-3615
253	都筑区	224-0013	都筑区すみれが丘34	すみれが丘小学校	045-592-0035
254	都筑区	224-0037	都筑区茅ヶ崎南一丁目11-1	茅ケ崎小学校	045-942-2444
255	都筑区	224-0001	都筑区中川一丁目3-1	中川西小学校	045-912-1286
256	都筑区	224-0053	都筑区池辺町2831	都田小学校	045-941-2049
257	都筑区	224-0057	都筑区川和町1463	川和小学校	045-931-2272
258	都筑区	224-0043	都筑区折本町1321	折本小学校	045-942-6664
259	都筑区	224-0008	都筑区荏田南町694	荏田小学校	045-911-0149
260	都筑区	224-0053	都筑区池辺町2452-1	都田西小学校	045-933-7652
261	都筑区	224-0006	都筑区荏田東3-5-1	荏田東第一小学校	045-941-7630
262	都筑区	224-0007	都筑区荏田南2-5-2	荏田南小学校	045-942-1040
263	都筑区	224-0051	都筑区富士見が丘21-2	川和東小学校	045-942-8130
264	都筑区	224-0063	都筑区長坂13-1	茅ケ崎台小学校	045-942-8510
265	都筑区	224-0021	都筑区北山田5-14-1	北山田小学校	045-592-0061
266	都筑区	224-0001	都筑区中川六丁目2-1	都筑小学校	045-913-6871
267	都筑区	224-0029	都筑区南山田二丁目27-1	南山田小学校	045-593-9491
268	都筑区	224-0006	都筑区荏田東1-22-1	つづきの丘小学校	045-944-3461
269	都筑区	224-0023	都筑区東山田一丁目4-1	東山田小学校	045-594-4851
270	都筑区	224-0033	都筑区茅ヶ崎東2-11-1	茅ケ崎東小学校	045-943-0802
271	都筑区	224-0012	都筑区牛久保一丁目23-1	牛久保小学校	045-912-5700
272	戸塚区	245-0052	戸塚区秋葉町203-2	川上小学校	045-811-9345
273	戸塚区	245-0063	戸塚区原宿四丁目17-1	大正小学校	045-851-0756
274	戸塚区	245-0061	戸塚区汲沢三丁目6-1	汲沢小学校	045-864-8698
275	戸塚区	244-0802	戸塚区平戸三丁目48-1	境木小学校	045-822-8670
276	戸塚区	244-0805	戸塚区川上町63-1	川上北小学校	045-822-0845
277	戸塚区	244-0812	戸塚区柏尾町1317	柏尾小学校	045-822-0277
278	戸塚区	244-0004	戸塚区小雀町1845	小雀小学校	045-851-1808
279	戸塚区	244-0002	戸塚区矢部町1698	矢部小学校	045-871-3408
280	戸塚区	244-0003	戸塚区戸塚町2790-3	南戸塚小学校	045-881-8669
281	戸塚区	244-0803	戸塚区平戸町542	平戸小学校	045-821-2329
282	戸塚区	245-0067	戸塚区深谷町1688-2	深谷小学校	045-852-0211
283	戸塚区	245-0067	戸塚区深谷町1312-1	深谷台小学校	045-852-0463
284	戸塚区	245-0061	戸塚区汲沢一丁目16-1	東汲沢小学校	045-861-5531
285	戸塚区	245-0051	戸塚区名瀬町776	名瀬小学校	045-811-8101
286	戸塚区	244-0803	戸塚区平戸町1165	平戸台小学校	045-824-4351
287	戸塚区	244-0001	戸塚区鳥が丘53	鳥が丘小学校	045-864-5131
288	戸塚区	244-0814	戸塚区南舞岡四丁目15-1	南舞岡小学校	045-823-4120
289	戸塚区	245-0053	戸塚区上矢部町1463-4	上矢部小学校	045-812-3720
290	戸塚区	244-0801	戸塚区品濃町504-1	品濃小学校	045-824-0651
291	戸塚区	245-0052	戸塚区秋葉町392-1	秋葉小学校	045-811-6771
292	戸塚区	245-0065	戸塚区東俣野町1103-1	東俣野小学校	045-852-6103
293	戸塚区	244-0816	戸塚区上倉田町1426-6	倉田小学校	045-862-3280
294	戸塚区	244-0801	戸塚区品濃町559	東品濃小学校	045-824-5831
295	戸塚区	244-0003	戸塚区戸塚町2447-2	下郷小学校	045-862-3826
296	栄区	244-0841	栄区長沼町125-4	豊田小学校	045-881-0275
297	栄区	247-0015	栄区中野町16-1	本郷小学校	045-891-6813
298	栄区	247-0007	栄区小菅ヶ谷二丁目22-1	西本郷小学校	045-892-2559
299	栄区	244-0844	栄区田谷町1832	千秀小学校	045-851-6950
300	栄区	244-0842	栄区飯島町771-2	飯島小学校	045-861-1636

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
301	栄区	247-0033	栄区桂台南一丁目1-1	桂台小学校	045-891-8020
302	栄区	247-0008	栄区本郷台一丁目6-1	本郷台小学校	045-893-4010
303	栄区	247-0026	栄区犬山町6-1	上郷小学校	045-892-2479
304	栄区	247-0008	栄区本郷台四丁目31-1	小菅ヶ谷小学校	045-893-1218
305	栄区	247-0014	栄区公田町354-3	公田小学校	045-891-5518
306	栄区	247-0022	栄区庄戸一丁目15-1	庄戸小学校	045-894-0757
307	栄区	247-0002	栄区小山台一丁目15-1	小山台小学校	045-894-5451
308	栄区	247-0006	栄区笠間町1602-3	笠間小学校	045-892-6602
309	栄区	247-0013	栄区上郷町242-2	桜井小学校	045-893-0140
310	泉区	245-0016	泉区和泉町3721	中和田小学校	045-802-2453
311	泉区	245-0003	泉区岡津町2311	岡津小学校	045-811-4104
312	泉区	245-0014	泉区中田南四丁目4-1	中田小学校	045-802-1902
313	泉区	245-0016	泉区和泉町987	中和田南小学校	045-802-0979
314	泉区	245-0018	泉区上飯田町1331	上飯田小学校	045-802-3545
315	泉区	245-0013	泉区中田東四丁目43-1	東中田小学校	045-802-0511
316	泉区	245-0009	泉区新橋町909	新橋小学校	045-811-2550
317	泉区	245-0016	泉区和泉町4320	和泉小学校	045-803-0023
318	泉区	245-0016	泉区和泉町1436	下和泉小学校	045-803-6301
319	泉区	245-0014	泉区中田南五丁目15-1	葛野小学校	045-803-6401
320	泉区	245-0016	泉区和泉町6211	いずみ野小学校	045-804-0771
321	泉区	245-0018	泉区上飯田町3795	飯田北いちょう小学校	045-802-3441
322	泉区	245-0016	泉区和泉町2868	伊勢山小学校	045-804-1691
323	泉区	245-0002	泉区緑園五丁目28	緑園東小学校	045-811-6710
324	泉区	245-0002	泉区緑園三丁目39	緑園西小学校	045-811-6030
325	泉区	245-0006	泉区西が岡三丁目12-11	西が岡小学校	045-814-3606
326	瀬谷区	246-0013	瀬谷区相沢四丁目1-1	瀬谷小学校	045-301-1025
327	瀬谷区	246-0023	瀬谷区阿久和東四丁目33-1	原小学校	045-362-2020
328	瀬谷区	246-0003	瀬谷区瀬谷町7140	上瀬谷小学校	045-301-0097
329	瀬谷区	246-0022	瀬谷区三ツ境157	三ツ境小学校	045-391-5068
330	瀬谷区	246-0034	瀬谷区南瀬谷一丁目1-1	南瀬谷小学校	045-301-0101
331	瀬谷区	246-0021	瀬谷区二ッ橋町507	二つ橋小学校	045-364-5122
332	瀬谷区	246-0037	瀬谷区橋戸二丁目41-1	瀬谷第二小学校	045-301-0400
333	瀬谷区	246-0013	瀬谷区相沢二丁目56-1	相沢小学校	045-301-0365
334	瀬谷区	246-0015	瀬谷区本郷三丁目47-5	大門小学校	045-302-5631
335	瀬谷区	246-0035	瀬谷区下瀬谷三丁目58-1	瀬谷さくら小学校	045-303-0803
336	瀬谷区	246-0026	瀬谷区阿久和南四丁目8-2	阿久和小学校	045-364-2612
337	鶴見区	230-0024	鶴見区市場下町1-1	市場中学校	045-501-4125
338	鶴見区	230-0037	鶴見区向井町4-83	潮田中学校	045-521-3535
339	鶴見区	230-0012	鶴見区下末吉六丁目13-1	末吉中学校	045-581-0813
340	鶴見区	230-0051	鶴見区鶴見中央三丁目14-1	鶴見中学校	045-501-2397
341	鶴見区	230-0074	鶴見区北寺尾三丁目13-1	寺尾中学校	045-571-4102
342	鶴見区	230-0078	鶴見区岸谷二丁目1-1	生麦中学校	045-581-3255
343	鶴見区	230-0034	鶴見区寛政町23-1	寛政中学校	045-511-0666
344	鶴見区	230-0001	鶴見区矢向一丁目8-24	矢向中学校	045-581-4131
345	鶴見区	230-0075	鶴見区上の宮一丁目26-33	上の宮中学校	045-582-8801
346	神奈川区	221-0072	神奈川区白幡東町27-1	浦島丘中学校	045-421-6281
347	神奈川区	221-0804	神奈川区栗田谷3-1	栗田谷中学校	045-481-3767
348	神奈川区	221-0802	神奈川区六角橋五丁目33-1	六角橋中学校	045-481-3521
349	神奈川区	221-0004	神奈川区西大口141	神奈川中学校	045-431-4779
350	神奈川区	221-0852	神奈川区三ツ沢下町30-1	松本中学校	045-323-2580

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
351	神奈川区	221-0001	神奈川区西寺尾三丁目10-1	錦台中学校	045-401-3644
352	神奈川区	221-0864	神奈川区菅田町2017	菅田中学校	045-472-2338
353	西区	220-0032	西区老松町27	老松中学校	045-241-5121
354	西区	220-0073	西区岡野二丁目14-1	岡野中学校	045-311-3210
355	西区	220-0046	西区西戸部町3-286	西中学校	045-231-2385
356	西区	220-0001	西区北軽井沢24	軽井沢中学校	045-311-2523
357	中区	231-0023	中区山下町241	港中学校	045-681-3618
358	中区	231-0047	中区羽衣町3-84	横浜吉田中学校	045-261-0905
359	中区	231-0821	中区本牧原22-1	大鳥中学校	045-621-4500
360	中区	231-0839	中区仲尾台23	仲尾台中学校	045-621-9600
361	中区	231-0827	中区本牧和田32-1	本牧中学校	045-623-7094
362	南区	232-0045	南区東蒔田町1-5	共進中学校	045-711-5091
363	南区	232-0035	南区平楽1	平楽中学校	045-261-4213
364	南区	232-0018	南区花之木町2-45	蒔田中学校	045-711-2231
365	南区	232-0066	南区六ツ川一丁目14	南中学校	045-712-9800
366	南区	232-0064	南区別所三丁目6-1	南が丘中学校	045-711-1101
367	南区	232-0075	南区永田みなみ台7-1	永田中学校	045-715-5511
368	南区	232-0066	南区六ッ川三丁目81-11	六ツ川中学校	045-715-3075
369	南区	232-0061	南区大岡四丁目44-1	藤の木中学校	045-714-2817
370	港南区	233-0004	港南区港南中央通6-1	港南中学校	045-842-2355
371	港南区	233-0012	港南区上永谷四丁目12-14	上永谷中学校	045-842-3939
372	港南区	233-0003	港南区港南五丁目8-1	笹下中学校	045-841-1333
373	港南区	234-0056	港南区野庭町630	野庭中学校	045-841-6666
374	港南区	234-0054	港南区港南台六丁目6-1	港南台第一中学校	045-832-0020
375	港南区	233-0006	港南区芹が谷二丁目7-1	芹が谷中学校	045-823-7551
376	港南区	233-0015	港南区日限山四丁目33-1	日限山中学校	045-841-1158
377	港南区	234-0054	港南区港南台四丁目37-1	日野南中学校	045-832-4726
378	港南区	233-0013	港南区丸山台四丁目1-1	丸山台中学校	045-843-1950
379	港南区	233-0011	港南区東永谷二丁目14-7	東永谷中学校	045-823-9901
380	保土ケ谷区	240-0011	保土ケ谷区桜ヶ丘二丁目6-1	岩崎中学校	045-331-3663
381	保土ケ谷区	240-0066	保土ケ谷区釜台町3-1	保土ケ谷中学校	045-331-8521
382	保土ケ谷区	240-0002	保土ケ谷区宮田町1-100	宮田中学校	045-331-5288
383	保土ケ谷区	240-0023	保土ケ谷区岩井町308	岩井原中学校	045-731-5880
384	保土ケ谷区	240-0045	保土ケ谷区川島町1208	西谷中学校	045-373-5511
385	保土ケ谷区	240-0051	保土ケ谷区上菅田町780	上菅田中学校	045-381-7161
386	保土ケ谷区	240-0053	保土ケ谷区新井町43-7	新井中学校	045-382-1477
387	保土ケ谷区	240-0044	保土ケ谷区仏向町1167-2	橘中学校	045-335-5991
388	旭区	241-0021	旭区鶴ヶ峰本町三丁目28-1	鶴ケ峯中学校	045-951-2327
389	旭区	241-0836	旭区万騎が原31	万騎が原中学校	045-391-5514
390	旭区	241-0826	旭区東希望が丘118	希望が丘中学校	045-391-0378
391	旭区	241-0001	旭区上白根町868	上白根中学校	045-952-2033
392	旭区	241-0831	旭区左近山1335-2	左近山中学校	045-351-7713
393	旭区	241-0804	旭区川井宿町32-2	都岡中学校	045-953-2301
394	旭区	241-0817	旭区今宿二丁目40-1	旭中学校	045-364-5112
395	旭区	241-0824	旭区南希望が丘108-8	南希望が丘中学校	045-364-5171
396	旭区	241-0032	旭区今宿東町825	今宿中学校	045-953-0001
397	旭区	241-0011	旭区川島町1979	本宿中学校	045-373-0529
398	旭区	241-0801	旭区若葉台一丁目13-1	若葉台中学校	045-921-1060
399	旭区	241-0002	旭区上白根二丁目47-1	旭北中学校	045-955-1131
400	磯子区	235-0007	磯子区西町17-13	根岸中学校	045-751-2184

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
401	磯子区	235-0033	磯子区杉田三丁目30-11	浜中学校	045-771-4545
402	磯子区	235-0021	磯子区岡村一丁目14-1	岡村中学校	045-751-3140
403	磯子区	235-0022	磯子区汐見台1-2-1	汐見台中学校	045-752-3551
404	磯子区	235-0045	磯子区洋光台二丁目5-1	洋光台第一中学校	045-833-1270
405	磯子区	235-0045	磯子区洋光台六丁目41-1	洋光台第二中学校	045-833-3175
406	磯子区	235-0023	磯子区森五丁目22-1	森中学校	045-761-2321
407	金沢区	236-0042	金沢区釜利谷東一丁目1-1	金沢中学校	045-781-2414
408	金沢区	236-0032	金沢区六浦町一丁目24-4	六浦中学校	045-701-7658
409	金沢区	236-0035	金沢区大道一丁目85-1	大道中学校	045-781-2457
410	金沢区	236-0017	金沢区西柴一丁目23-1	西柴中学校	045-781-2448
411	金沢区	236-0052	金沢区富岡西五丁目46-1	富岡中学校	045-773-1218
412	金沢区	236-0005	金沢区並木一丁目6-1	富岡東中学校	045-771-0716
413	金沢区	236-0046	金沢区釜利谷西四丁目8-1	西金沢中学校	045-782-2560
414	金沢区	236-0005	金沢区並木三丁目４－１	並木中学校	045-783-5805
415	金沢区	236-0045	金沢区釜利谷南三丁目5-1	釜利谷中学校	045-784-7311
416	金沢区	236-0052	金沢区富岡西一丁目73-1	小田中学校	045-775-3801
417	港北区	222-0036	港北区小机町325	城郷中学校	045-471-9203
418	港北区	223-0058	港北区新吉田東5-25-1	新田中学校	045-542-0324
419	港北区	223-0062	港北区日吉本町四丁目9-1	日吉台中学校	045-561-2183
420	港北区	222-0037	港北区大倉山三丁目40-1	大綱中学校	045-542-4422
421	港北区	222-0026	港北区篠原町1342-3	篠原中学校	045-433-2402
422	港北区	222-0001	港北区樽町四丁目15-1	樽町中学校	045-542-8779
423	港北区	223-0062	港北区日吉本町五丁目44-1	日吉台西中学校	045-563-3997
424	港北区	223-0057	港北区新羽町1434-4	新羽中学校	045-542-1683
425	港北区	223-0063	港北区高田町2439	高田中学校	045-591-4183
426	緑区	226-0027	緑区長津田二丁目24-1	田奈中学校	045-981-3101
427	緑区	226-0013	緑区寺山町653-21	中山中学校	045-931-2108
428	緑区	226-0025	緑区十日市場町1501-42	十日市場中学校	045-981-0360
429	緑区	226-0003	緑区鴨居五丁目12-35	鴨居中学校	045-934-3871
430	緑区	226-0016	緑区霧が丘四丁目4	霧が丘中学校	045-921-8004
431	緑区	226-0004	緑区鴨居町三丁目39-1	東鴨居中学校	045-931-7398
432	青葉区	225-0002	青葉区美しが丘五丁目4	山内中学校	045-901-0030
433	青葉区	227-0052	青葉区梅が丘5	谷本中学校	045-973-7115
434	青葉区	227-0062	青葉区青葉台二丁目25-2	青葉台中学校	045-983-1062
435	青葉区	227-0047	青葉区みたけ台30	みたけ台中学校	045-971-6431
436	青葉区	225-0002	青葉区美しが丘三丁目41-1	美しが丘中学校	045-901-6758
437	青葉区	225-0021	青葉区すすき野三丁目4-3	すすき野中学校	045-901-5896
438	青葉区	227-0035	青葉区すみよし台36-3	奈良中学校	045-962-2753
439	青葉区	227-0051	青葉区千草台50-1	緑が丘中学校	045-973-5316
440	青葉区	227-0044	青葉区もえぎ野4-1	もえぎ野中学校	045-971-7855
441	青葉区	225-0011	青葉区あざみ野一丁目29-1	あざみ野中学校	045-902-4836
442	青葉区	227-0033	青葉区鴨志田町536	鴨志田中学校	045-961-3771
443	青葉区	225-0024	青葉区市ヶ尾町531-1	市ケ尾中学校	045-973-3400
444	青葉区	227-0066	青葉区あかね台2-8-2	あかね台中学校	045-985-5010
445	都筑区	224-0027	都筑区大棚町240	中川中学校	045-592-3701
446	都筑区	224-0037	都筑区茅ヶ崎南一丁目10-1	茅ケ崎中学校	045-941-0601
447	都筑区	224-0001	都筑区中川二丁目1-1	中川西中学校	045-912-1270
448	都筑区	224-0053	都筑区池辺町2818	都田中学校	045-941-2045
449	都筑区	224-0051	都筑区富士見が丘21-1	川和中学校	045-941-1361
450	都筑区	224-0007	都筑区荏田南二丁目5-1	荏田南中学校	045-942-0960

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
451	都筑区	224-0023	都筑区東山田2-9-1	東山田中学校	045-594-5107
452	都筑区	224-0025	都筑区早渕二丁目4-1	早渕中学校	045-593-8841
453	戸塚区	245-0063	戸塚区原宿四丁目12-1	大正中学校	045-851-3017
454	戸塚区	244-0003	戸塚区戸塚町4542	戸塚中学校	045-864-1531
455	戸塚区	244-0802	戸塚区平戸三丁目48-2	境木中学校	045-822-8626
456	戸塚区	244-0815	戸塚区下倉田町950	豊田中学校	045-864-8640
457	戸塚区	245-0062	戸塚区汲沢町550-2	汲沢中学校	045-861-5303
458	戸塚区	245-0051	戸塚区名瀬町791-6	名瀬中学校	045-812-1601
459	戸塚区	245-0067	戸塚区深谷町1071	深谷中学校	045-852-2888
460	戸塚区	245-0052	戸塚区秋葉町271-3	秋葉中学校	045-811-6773
461	戸塚区	244-0803	戸塚区平戸町993-4	平戸中学校	045-823-8272
462	戸塚区	244-0003	戸塚区戸塚町1842-1	南戸塚中学校	045-871-7611
463	栄区	247-0005	栄区桂町84-14	本郷中学校	045-892-2155
464	栄区	247-0026	栄区犬山町6-2	上郷中学校	045-892-2478
465	栄区	247-0034	栄区桂台中５－１	桂台中学校	045-891-2279
466	栄区	247-0007	栄区小菅ヶ谷一丁目29-1	西本郷中学校	045-892-1911
467	栄区	244-0842	栄区飯島町746-1	飯島中学校	045-894-2901
468	栄区	247-0002	栄区小山台一丁目14-1	小山台中学校	045-892-7512
469	泉区	245-0003	泉区岡津町2346	岡津中学校	045-811-4214
470	泉区	245-0016	泉区和泉町4062	中和田中学校	045-802-1302
471	泉区	245-0016	泉区和泉町2221	泉が丘中学校	045-802-8797
472	泉区	245-0012	泉区中田北二丁目20-1	中田中学校	045-803-3771
473	泉区	245-0018	泉区上飯田町2254	上飯田中学校	045-804-0444
474	泉区	245-0016	泉区和泉町6201	いずみ野中学校	045-804-6540
475	泉区	245-0004	泉区領家四丁目3-1	領家中学校	045-811-6641
476	瀬谷区	246-0014	瀬谷区中央5-41	瀬谷中学校	045-301-0096
477	瀬谷区	246-0025	瀬谷区阿久和西二丁目1-6	原中学校	045-391-0461
478	瀬谷区	246-0032	瀬谷区南台二丁目2-8	南瀬谷中学校	045-301-5131
479	瀬谷区	246-0012	瀬谷区東野130	東野中学校	045-302-1116
480	瀬谷区	246-0035	瀬谷区下瀬谷二丁目16-7	下瀬谷中学校	045-301-4508
481	戸塚区	245-8588	戸塚区汲沢二丁目27-1	戸塚高校	045-871-0301
482	保土ケ谷区	240-0011	保土ケ谷区桜ケ丘二丁目15-1	桜丘高校	045-331-5021
483	金沢区	236-0027	金沢区瀬戸22-1	金沢高校	045-781-5761
484	港南区	233-0011	港南区東永谷二丁目1-1	南高校	045-822-1910
485	鶴見区	230-0076	鶴見区馬場三丁目5-1	東高校	045-571-0851
486	南区	232-0006	南区南太田二丁目30-1	横浜商業高校	045-713-2323
487	磯子区	235-0011	磯子区丸山一丁目22-21	横浜商業高校別科	045-751-5151
488	中区	231-0023	中区山下町231	みなと総合高校	045-662-3710
489	鶴見区	230-0046	鶴見区小野町6	横浜サイエンスフロンティア高校	045-511-3654
490	南区	232-0061	南区大岡二丁目29-1	横浜総合高校	045-744-1900
491	神奈川区	221-0005	神奈川区松見町1-26	盲特別支援学校	045-431-1629
492	保土ケ谷区	240-0067	保土ケ谷区常盤台81-1	ろう特別支援学校	045-335-0411
493	南区	232-0024	南区浦舟町3-46	浦舟特別支援学校	045-243-2624
494	港南区	234-0054	港南区港南台5-3-2	港南台ひの特別支援学校	045-830-5826
495	保土ケ谷区	240-0051	保土ケ谷区上菅田町462	上菅田特別支援学校	045-382-0420
496	栄区	247-0007	栄区小菅ヶ谷三丁目37-12	本郷特別支援学校	045-894-2952
497	港南区	234-0053	港南区日野中央二丁目25-3	日野中央高等特別支援学校	045-844-3015
498	南区	232-0033	南区中村町4-269-1	中村特別支援学校	045-261-9863
499	旭区	241-0801	旭区若葉台二丁目1-1	若葉台特別支援学校	045-923-1300
500	港北区	223-0053	港北区綱島西５丁目14-54	北綱島特別支援学校	045-545-0126

（別紙１）緊急地震速報受信端末設置業務委託対象校

No.	区名	〒	所在地	学校名	電話番号
501	戸塚区	245-0065	戸塚区東俣野町1103-1	東俣野特別支援学校	045-851-9631
502	瀬谷区	246-0021	瀬谷区二ツ橋町470	二つ橋高等特別支援学校	045-391-2131

委託契約書

収入印紙添付 欄（抜粋）
100万円以下　200円
200万円以下　400円
300万円以下　1千円
500万円以下　2千円
1千万円以下　1万円
5千万円以下　2万円
1億円　以下　6万円
5億円　以下　10万円
10億円 以下　20万円

1　委託名　　市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託

2　履行場所　　横浜市立末吉小学校（鶴見区末吉町１丁目９－１）ほか　501 箇所（別紙１参照）

3　履行期間　　平成 27 年　　月　　日 から 平成 28 年 3 月 31 日 まで

4　契約代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

□ 免税業者

5　契約区分　　■ 確定契約〔前金払 ■ しない　□ する（□ 分割払（　　回）　□ 一括払）〕
□ 概算契約〔概算払 □ しない　□ する（□ 分割払（　　回）　□ 一括払）〕

6　部分払　　■ しない　□ する（　　回以内）

7　部分払の基準　　□ 基準表のとおり　　□ 設計書のとおり

8　分割払の基準　　□ 基準表のとおり　　□ 設計書のとおり

9　部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価（円）	金額（円）

※単価及び金額はお消費税等額を含まない金額

10　契約代金の支払場所　■横浜市指定金融機関（市庁内）□横浜市水道局出納取扱金融機関　□横浜市交通局出納取扱金融機関

11　契約保証金　　■免除　　□＿＿＿＿＿＿＿＿円

12　特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

委託者　横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市

㊞

受託者　所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

委 託 契 約 約 款

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

３　履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

４　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12　受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

第２条　受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

２　受託者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

３　内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

第３条　受託者は、この契約締結後７日以内に契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第４条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第２項の規定による検査に合格したもの及び第32条第４項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第５条　受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

２　委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

３　受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

４　受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第１条第４項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

５　受託者は、第１項ただし書の規定により共有となった著

作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6　委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7　受託者は、次条第１項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第７条　受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第８条　受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第９条　受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後７日以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2　現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3　受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（履行の報告）

第10条　受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条　受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2　受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3　委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から７日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条　委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3　受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から７日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　委託者は、受託者から第２項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5　委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6　委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　委託者は、前３項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8　受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9　受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認

めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第４項、第５項及び第７項の規定を準用する。

10　受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11　受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12　受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条　受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

２　委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条　受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

２　委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

３　委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果、第１項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第１項第１号に該当し、設計図書を訂正する場合	委託者が行う。
(2) 第１項第２号又は第３号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの	委託者が行う。
(3) 第１項第２号又は第３号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの	委託者と受託者とが協議して行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第15条　委託者は、前条第４項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（代替方法等の提案）

第16条　受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２　委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

（契約の履行の一時中止）

第17条　履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　委託者は、前２項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の延長）

第18条　受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の短縮等）

第19条　委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2　委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　前２項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更の方法）

第20条　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項、第18条第２項又は前条第１項若しくは第２項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（契約代金額等の変更の方法）

第21条　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項、第18条第２項又は第19条第３項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第17条第３項、第18条第２項、第19条第３項、第23条第４項、第24条ただし書又は第30条第３項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（物価の変動に基づく契約代金額の変更）

第22条　特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

2　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3　前２項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

4　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

第23条　受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。

3　委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4　受託者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条　契約の履行について生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者

がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条　契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2　契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3　前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条　委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2　前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条　受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2　中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3　受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4　受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

（完了検査）

第28条　受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3　受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

（契約代金の支払）

第29条　受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2　委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3　委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（消費税等率変動に伴う契約代金額の変更）

第29条の2　消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（完了検査前の使用）

第30条　委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第31条　受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

（部分払及び部分検査）

第32条　受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2　部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3　受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4　委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5　受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前２項の規定を適用する。

6　受託者は、第４項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分払金の不払に対する契約の履行の中止）

第33条　受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2　委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第34条　委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

2　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から１年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3　前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4　委託者は、契約の履行の目的物が第１項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前２項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から６箇月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

5　第１項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第35条　受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100円未満であるときは全額を、 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3　委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合等不正行為に対する措置）

第35条の２　受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の２に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1)　受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

⑵ 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

⑶ 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷ 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

３　第１項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（委託者の解除権）

第36条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴ 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

⑵ その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑶ 第９条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

⑷ 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

⑸ 前４号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑹ 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

⑺ 第38条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する金額を控除した額）の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

第36条の２　委託者は、この契約に関して、受託者が第35条の２第１項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第36条の３　委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第２条第４号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

⑵ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項に違反している事実があるとき。

⑶ 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号又は第２号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑷ 受託者が、この契約に関して、第１号又は第２号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第３号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

２　受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　第１項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する金額を控除した額）の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

４　前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならな

い。

第37条　委託者は、契約の履行が完了しない間は、第36条第１項、第36条の２及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第38条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が３分の２以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

⑵　第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

⑶　委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第39条　委託者は、前５条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

２　前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

⑴　解除が第36条、第36条の２及び第36条の３の規定に基づくとき。	当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額
⑵　解除が前２条の規定に基づくとき。	当該余剰額

３　受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第１項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前２項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

６　前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

７　第３項前段又は第４項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

⑴　解除が第36条、第36条の２及び第36条の３の規定に基づくとき。	委託者が定める。
⑵　解除が前２条の規定に基づくとき。	受託者が委託者の意見を聴いて定める。

８　第３項後段、第４項後段及び第５項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第40条　受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力

団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2　受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3　受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4　受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

（相殺）

第41条　委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

（補則）

第42条　この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

（平成24年４月）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　横浜市（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第２条　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

（従事者の監督）

第３条　受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４条　受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（再委託の禁止等）

第７条　受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２　受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

３　受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、

受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

４　受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第８条　受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告、資料の提出等）

第９条　委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時等における報告）

第10条　受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第11条　受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

２　受託者は､個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し､又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を受託者に提出させなければならない。

３　前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

（様式１）

個人情報保護に関する誓約書

（提出先）

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所　　属	氏　　名 （自署又は記名押印）

（Ａ４）

（様式２）

平成　年　月　日

（提出先）

横浜市長

（提出者）

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全　枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

（Ａ４）

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

（情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　この特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款（以下「約款」という。）の特記条項として、電子計算機処理等（開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。）の委託契約に関する横浜市（以下「委託者」という。）が保有する情報（非開示情報（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。）及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2　情報を電子計算機処理等により取り扱う者（以下「受託者」という。）は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条　受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3　受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4　受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5　受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条　受託者は、この契約による業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条　受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第5条　受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって、委託者から提供された非開示情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

（再委託の禁止等）

第7条　受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3　受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4　受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

（資料等の返還）

第8条　受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2　前項ただし書の場合において、委託者が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3　第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

（報告及び検査）

第9条　委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2　委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、電子計算機を設置する場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3　前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第10条　受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（引渡し）

第11条　受託者は、約款第28条第2項の規定による検査（以下「検査」という。）に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2　委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

（著作権等の取扱い）

第13条　この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)　受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（第二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2)　委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3)　受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

(4)　受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3　受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

FAX 送信先：
横浜市教育委員会事務局
総務課庶務係　宛
FAX　045-663-5547

質　　問　　書

平成　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

商号又は名称
担 当 部 署
担当者氏名
電 話 番 号
ＦＡＸ 番 号

件名：市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託

上記件名に係る設計書（仕様書）の内容等について、次のとおり質問します。

設計書（仕様書）該当箇所 (ページ数等)	質問内容

（注意）
・設計書（仕様書）の内容等について質問がある場合は、質疑締切日時までに直接持参又は FAX で提出してください。回答期限日時までに、回答書を教育委員会事務局ホームページ（http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/nyusatsu/）に掲載します。その他の方法での質問は、一切受付けません。
・質疑締切日時：平成 27 年８月 14 日（金）午後５時 00 分
・回答期限日時：平成 27 年８月 17 日（月）午前 10 時 00 分
・入札後、当該設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第３号様式（第28条）

年　　月　　日

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日　　平成27年８月４日

種目名　　「電気機械類」「通信設備保守」

	件　　名
1	市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

（注意）種目別に提出してください。

※　「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

第６号様式（第17条、第22条第１項）

年　　月　　日

委　託　業　務　経　歴　書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

件名　　市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託

学校の非常放送機（総合放送盤）に係る業務の実績について、次のとおり委託業務経歴があります。

注　文　者	受注区分	件　　名	業　務　内　容	契約金額（千円）	履　　行 期　　間
	□　元請 □　下請				から まで
	□　元請 □　下請				から まで
	□　元請 □　下請				から まで

※　「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、　交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

（注意）１　案件ごとに提出してください。

２　設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。

なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。

３　下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（　）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

入札（見積）書

平成　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金　　額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円

件　　名　　市立学校用緊急地震速報受信端末設置業務委託

（注意）

入札（見積）書には、消費税法第９条第１項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

1　「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

2　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）